(様式第１号）

令和　　年　　月　　日

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークモデルコース造成

に向けた調査・体制構築業務委託企画提案競技

参加申込書

　宮崎県知事　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　申込者 所　 在 　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 法人名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　 　代表者職氏名　　　　　　　　　　㊞

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークモデルコース造成に向けた調査・体制構築業務委託企画提案競技に参加したいので、下記のとおり申込みします。

　　また、実施要領に規定する資格要件に該当することを誓約します。

記

１　法人名又は名称

　　２　所　在　地

　　３　代表連絡先

　　　　・電話番号

　　４　担　当　者

　　　　・部署名

　　　　・職・氏名

　　　　・電話番号

　　　　・メールアドレス

　　５　添付書類

　　　　①委任状（※支店長等代表権を有しない者が申請する場合のみ必要）

　　　　②会社案内書、概要書等

（様式第２号）

令和　　年　　月　　日

委　　任　　状

宮崎県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　申込者 所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　 法人名又は名称

　　　　　　　　　　　 　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　㊞

私は都合により

受任者 　所在地

　　　　　　法人名又は名称

　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

を代理人と定め、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークモデルコース造成に向けた調査・体制構築業務委託企画提案競技に関し、下記の権限を委任します。

記

１　企画提案競技参加申込みその他各種届出に関すること

２　企画提案及び見積に関すること

３　契約の締結に関すること

４　契約代金の請求及び受領に関すること

５　契約に関する各種証明事項に関すること

（様式第３号）

令和　　年　　月　　日

辞　　退　　届

宮崎県知事　殿

申込者

　　　　　　　　　　　　 　　所　 在 　地

　 法人名又は名称

　代表者　氏名　　　　　　　　　　　㊞

　　祖母・傾・大崩ユネスコエコパークモデルコース造成に向けた調査・体制構築業務委託企画提案競技に参加申込みしましたが、都合により辞退します。

(様式第４号）

　宮崎県中山間・地域政策課　担当宛

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークモデルコース造成

に向けた調査・体制構築業務委託企画提案競技

質問書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 質問概要 |  | |
| 内 　 　容 |  | |
| 質 問 者 | 法人（団体）名 |  |
| 担当者名 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

　　※　質問の内容によっては、参加申込書を提出した全員に対して、質問及び回答を

電子メールにて送付します。

（様式第５号）

令和　　年　　月　　日

　宮崎県知事　殿

申請者

所在地

法人名又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　印

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークモデルコース造成

に向けた調査・体制構築業務委託企画提案競技

申請書

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークモデルコース造成に向けた調査・体制構築業務委託企画提案競技について、関係書類を添えて申請します。

(様式第６号)

令和　　年　　月　　日

　宮崎県知事　殿

所在地

法人名又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　印

誓　　約　　書

　私は、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークモデルコース造成に向けた調査・体制構築業務委託企画提案競技への参加申込を行うに当たり、下記の参加資格の要件を全て満たしていることを誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

□　法人格を有すること。

□　物品等の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和46年

宮崎県告示第93号）第２条に規定する入札参加資格を有する者で、本業務について、十分な業務

遂行能力を有する者

□　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者

□　政治活動及び宗教活動を主たる活動の目的としていない者

□　この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受

けていない者

□　宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第２条第１号に規定する暴力団、又は代表者

及び役員が同条第４号に規定する暴力団関係者でない者

□　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成

11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされていない者

□　県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）の納税義務を有する者にあっては、当該県税の未納

がない者

□　本業務を円滑に遂行するため拠点（支店等を含む。）を県内に有する者

□　地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の４及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者